

Discussion Paper Series A No.494

E Uの東方拡大と直接投資

岩崎一郎・菅沼桂子

2007年4月

The Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

IER Discussion Paper Series (A)
April 2007

EUの東方拡大と直接投資*

EU Enlargement and Foreign Direct Investment
into Transition Economies

岩崎一郎・菅沼桂子

Ichiro Iwasaki and Keiko Suganuma

一橋大学経済研究所

〒186-8603 東京都国立市中2-1

TEL: +81-42-580-8366 / FAX: +81-42-580-8333

E-mail: iiwasaki@ier.hit-u.ac.jp/suganuma@ier.hit-u.ac.jp

【要旨】

第5次拡大プロセスにおける欧州連合(EU)との加盟交渉は、中東欧交渉当事国への直接投資を大いに促した可能性が高い。しかし、その効果は交渉期間を通じて決して一様ではない。筆者らは、EU加盟交渉が進展し、より高次の政治段階へ移行すると共に、その直接投資誘引効果も、漸次増大する傾向があることを確認した。しかし、恐らくは新規加盟の確約を得る代償として行われた従来投資優遇策の全面的な見直しが災いした結果、加盟候補国への直接投資は、政治交渉の正に最終局面において、一時的にせよ腰折れを経験したことも明らかとなった。EU東方拡大と加盟候補国が享受した外国投資の因果関係は、単調な正の相関関係ではなく、いわば逆Jカーブ型の非線形性を有している。

* 本研究のために、筆者らは、EUIJ (EU Institute of Japan) Joint Research Study Group “EU Economy”研究予算、一橋大学研究プロジェクト予算「EUの経済に関する研究」(研究代表：小川英治)、科学研究費補助金基盤研究(A)「ユーロ導入とEU拡大がEU経済に及ぼす影響」(課題番号：18203015、研究代表：小川英治)からの資金的支援を得た。また、Timothy Frye 教授(コロンビア大学)、William Tompson 氏(OECD)、田中素香教授(中央大学)及び杉浦史和氏(帝京大学)からは、本研究に資する有益なコメントや資料の提供を賜った。ここに記して謝意を表したい。

1. はじめに

2007 年 1 月、ブルガリアとルーマニアの新規加盟が実現し、欧州連合(EU)の第 5 次拡大が遂に完結した。総人口 4 億 9,100 万人、国内総生産(GDP)10.9 兆ユーロを誇る統一市場の成立であり、その規模は米国をも凌ぐ。冷戦時代の終幕から同年に至るこの壮大な政治プロセスは、旧共産主義圏を取り込んだ大欧州新秩序の樹立という目標を、比較的容易に達成したと評価されている。

東方拡大に向けた西欧諸国と欧州委員会の果敢な挑戦は、国家体制の抜本的な変革に取り組む中東欧諸国の不安定化を抑制する上で肝要な役割を果たした。多くの識者が指摘するように、EU の従来加盟国にとって、第 5 次拡大の一義的な重要性は国際政治や安全保障面にこそあり、経済は二の次である(Havlik 2002; Heinemann 2002)。実際、理論的にも過去の経験に照らしても、高所得・高生産性国家/地域が低所得・低生産性国家/地域と経済統合を行っても前者の経済的利得は総じて小さい。そればかりか、後進地域の吸収が引き起こす所得再分配効果によって直接的不利益を被る国家グループや市民層が先進地域内に生じ、それがしばしばやっかいな政治問題を惹起する(Baldwin 1995)。ブルガリアとルーマニアの加盟に前後して、EU 主要国や欧州委員会の指導者から「受け入れ能力の限界論」や「拡大疲れ」の声が相次いだのは、この観点から無理もないのである¹。現行の EU 基本法であるニース条約は、連合 27 カ国体制しか想定しておらず、更なる東方拡大は EU 憲法の発効が不可欠であるが、その見通しは決して明るくない。また、未決着の抜本機構改革、旧加盟国の財政負担問題、域内市場の所得格差問題等々、取り組まねばならない内政問題は数多く、そのため EU 拡大プロセスは一時休止の状態に入ったといわれる。この帰結は決して予想されなかったわけではない。それだけに、中東欧諸国にとって新規加盟の成否は国家の命運を左右する一大事であった。これらの国々にとっては、

¹ 例えば、2006 年 6 月のブリュッセル欧州理事会で、シラク仏大統領は「加盟拡大は EU の吸収能力を考慮して進めるべき」と述べ、EU の受け入れ能力が既に限界を迎えたと訴えている(2006 年 6 月 17 日付日本経済新聞)。なお、欧州理事会(European Council)とは、EU 加盟国首脳及び EU 執行機関に当たる欧州委員会(European Commission)議長により構成される最高協議機関で、EU 発展の一般戦略や共通外交安全保障政策の基本方針等を定めている。いわゆる EU サミット。

その政治的メリットは勿論、Baldwin et al. (1997)や Breuss (2001)のシミュレーション結果が示唆するように、自国の経済的利益も相当なものだけに尚更である。

EU 拡大は、それに先立つ外交交渉の段階で既に経済的果実の一部を中東欧加盟候補国にもたらした。諸外国からの直接投資はその典型例である。表1の通り、1989～2005年の17年間に中東欧・旧ソ連21カ国に投じられた直接投資は、総額3,749億ドルに達するが、ポーランド他新規加盟10カ国には、その70.1%(2,628億ドル)が集中した。これらEU新10カ国とその他11カ国の格差は、国民一人当たりの累積投資額で見ると2,571ドル対482ドルと5倍超にも達し、この差は統計的にも有意である($t=3.931$, $p=0.001$; Wilcoxon $Z=3.380$, $p=0.001$)。多くの研究者が異口同音強調するように、計画経済体制からの脱却を図る旧社会主義諸国にとって、先進国からの直接投資は単なる資金源ではなく、市場経済化と経済近代化の強力なドライビング・フォースとして働いている(Estrin et al. 2000; Marinova and Marinov 2003; Stephan 2006; Dallago and Iwasaki 2007)。従って、EU加盟の是非で分かれた国家グループ間の著しい直接投資ギャップは、移行期だけでなく、将来の経済発展にも大きく影響するであろう。

但し、表1は、EU第5次拡大と直接投資の緊密な因果関係を示唆してはいるが、無論厳密な証拠ではない。伝統的な多国籍企業論が教えるように、直接投資は、製品市場の近接性や国家規模等、多種多様な要素をその決定要因とするからである。後述の通り、中東欧・旧ソ連諸国向け直接投資を実証的に分析した研究業績の一部は、他の潜在的な影響因子をコントロールした上でも、EU加盟交渉は直接投資に正に有意なインパクトを及ぼすと結論している。しかし、それら先行研究の接近法には問題点が少なくない。本稿の目的は、第5次拡大が完了したこの機に、EUと中東欧諸国が繰り広げた加盟交渉の有様をいま一度振り返り、そこで確認された歴史的事実をよりの確に反映した分析手法を以って、EU東方拡大の直接投資促進効果を再検証することにある。

本章の構成は、次の通りである。次節では、東欧共産主義体制の崩壊からブルガリア及びルーマニアの新規加盟に至るEU第5次拡大プロセスの政治段階を把握する。第3節では、EU加盟交渉の直接投資促進効果を理論的に考察する。続く第4節では、理論仮説の実証的な検証を行う。そして、最後に分析結果の要約と筆者らの結論を述べる。

2. EU 東方拡大の政治行程²

1989年11月、市民の手でベルリンの壁に穴が穿たれたその瞬間、イデオロギーによる欧州分断の時代が幕を下ろした。それは同時に、民主主義と市場原理に基づいた地域統合の気運到来を意味するものであった。この絶好の機会に西欧諸国の反応は実に素早かった。即ち、翌12月にストラスブールで開催された EC 首脳会議は、中東欧地域の改革支援に本腰を入れて取り組む姿勢を鮮明に打ち出し、その具体策の一つとして、欧州復興開発銀行(EBRD)の設立を基本合意した。また、欧州自由貿易連合(EFTA)もほぼ同時にジュネーブで閣僚会議を招集し、EBRD 設立への積極的な協力や改革支援のための基金設立等を決定した。無論、中東欧諸国側も欧州の拡大と統合へ熱烈な期待を露にした。ハンガリーやポーランド政府が、ベルリンの壁崩壊直後に、近未来における EU 参加の布石として EFTA 加盟を打診した事実はその端的な現れであった。

東側諸国の熱意に EC 側は程無く応じる。1990年8月、EC 委員会は、民主化と経済改革が進む国々と順次「欧州協定」の締結交渉に入る方針を固めた。協定相手国との定期的政治協議の実施、人・物・資本の自由な移動を保障する自由貿易圏の創出、市場経済化の助成及び各種金融・技術支援を盛り込んだこの連合協定こそ、EU 東方拡大に法的な形式を付与する第一歩となった(Mardas 2005, pp. 1634-1635)³。交渉対象国は年を追って拡大され、1991年末にチェコスロバキア、ハンガリー及びポーランドが、1993年春にブルガリアとルーマニアが、1995年6月に旧ソ連バルト3カ国が、1996年6月にスロベニアが、それぞれ欧州協定を締結した⁴。なお、同協定は、貿易や人道・人権分野等における国内法の改正や整備を必要とするため、その批准と発効に向けた中東欧各国政府

² 本節の記述は、特に断りのないかぎり、Ott and Inglis (2002)、EU 公開資料(<http://ec.europa.eu/>)、日本国外務省 EU 関連公開情報(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)及び Financial Times、Népszabadság (ハンガリー有力日刊紙)、日本経済新聞各紙の新聞報道に基づいている。

³ 田中(1999)が述べているように、欧州協定は、中東欧諸国の共同体加盟を前文に謳っている点で、北アフリカ諸国との間で締結された連合協定等とは全く性格を異にしている。準加盟協定と呼ばれた所以である。

⁴ なお、チェコとスロバキアは、連邦国家の分裂を受けて、1993年10月に EU と欧州協定を再締結している。ただし、これは極めて形式的な手続であった。

の対応振りが、統一欧州参加への初の試金石として内外から注目を集めた。

EU 基本法たるマーストリヒト条約が発効した 1993 年、コペンハーゲン欧州理事会は、中東欧諸国の正式加盟に外交的言質を与えると共に、加盟申請国が達成すべき基本条件として 3 つの加盟基準(コペンハーゲン基準)⁵を提示した。このことにより EU の東方拡大は、その時期、方法及びルートを具体化する段階に入ったという意味で大きく前進した(田中 2002)。中東欧諸国のレベルでは、コペンハーゲン欧州理事会の決断に呼応し、欧州協定の発効を達成した国から次々となされた加盟申請が、EU 参加実現の第 2 ステップとなった。その一番手は、1994 年のハンガリーとポーランドであり、翌 1995 年にはルーマニア、スロバキア、ブルガリア及びバルト 3 カ国が、1996 年にはチェコとスロベニアが、それぞれ当時の EU 議長国に加盟申請書を提出した。

1989 年当時、「東独は投資対象となるが、その他の東欧はリスクが大き過ぎる」⁶と、旧社会主義圏への資金投入に及び腰であった西側諸国の企業や投資家の意識が 欧州協定締結や加盟申請が相次いだ 1990 年代前半を通じて大きく改善したことは、当時の新聞報道等からも容易に見て取れる。しかし、この段階では、中東欧のどの国までが、また如何なるタイミングで EU に加盟し得るのかを正確に見通すことは困難であり、それが企業や投資家の意思決定を鈍らせてもいた。彼らの判断材料は交錯していたのである。実際、EU 拡大に対する西欧市民の世論が、当時比較的好意的であったことや⁷、ロシアの政治指導者が、自国を含めた中東欧諸国の EU 加盟に積極的支持を表明したこと⁸、更に、1994

⁵ その内容は次の通り。[政治的基準]民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保障する諸制度の安定、[経済的基準]機能する市場経済及び連合内での競争圧力と市場の力に対応する能力の存在、[加盟国義務遂行能力基準]政治・経済・通貨同盟が掲げる諸目的の遵守を含む加盟国義務受入能力。

⁶ 1989 年 12 月 12 日付日本経済新聞。

⁷ 例えば、1994 年 5 月に欧州の主要 8 紙が、加盟 12 カ国の市民を対象に実施した合同世論調査の結果によれば、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの新規加盟に対して「好ましい」と回答した市民は 50%に達し、「好ましくない」という回答率 30%を大幅に上回った(1994 年 6 月 1 日付日本経済新聞)。

⁸ 事実、1994 年 4 月にハンガリーを訪問したチェルノムイルディン首相は、記者会見で「ハンガリーの加盟申請を支持すると共に、(ロシアも)申請準備を進めている」と述べている(括弧内筆者)。またその後、エリツィン大統領もフィンランド訪問時に、ロシアの欧州統合への一環として「EU に加盟する用意がある」と記者

年 12 月のエッセン欧州理事会や翌 1995 年 6 月のカンヌ欧州理事会の場で、首脳らが中東欧諸国の EU 加盟をコミットする共同声明や議長総括を繰り返し採択したことは、投資判断の好材料と見なされた。しかし、その一方、EU 拡大に対する加盟各国の温度差の違い、とりわけ旧社会主義圏の取り込みに熱心なドイツと連合拡大よりも統合深化を重視するフランスの深刻な意見対立や、加盟国増大に伴う共通農業政策(CAP)等地域政策予算の見直し及び欧州理事会や欧州議会における投票権や議席数の削減によって財政的・政治的に不利益を被る後進国グループの政治的牽制(Baldwin 1995)、並びに来るべき東方拡大を見据えた EU 基本法改正問題を討議する 1996 年政府間会合(IGC)での合意形成の不確実性などが、悪材料として不安視されていた。事実、これらの問題故に、1995 年 12 月にマドリッドで開催された欧州理事会は、中東欧諸国の加盟に向けて準備作業を急ぐことでは合意したが、その具体的な日程や諸条件を提示できなかったばかりか、1998 年初と見られていた加盟交渉の開始時期すら当面は言明しないことを申し合わせ、関係者の失望を招いている⁹。

EU 東方拡大に纏わるこのような不透明感は、1996 年 3 月のトリノ欧州理事会を皮切りに約 4 ヶ月間を費やして行われた IGC が、焦点の機構改革で抜本的な決定を行うことは適わなかったものの、まがりなりにもマーストリヒト条約改正の基本合意に達したことで大きく解消された¹⁰。その約 1 年後の 1997 年 7 月、加盟申請国の政治・経済体制に関する広範な調査活動を終えた欧州委員会は、ストラスブールの全体会合において「アジェンダ 2000」を採択、既に加盟交渉が決定していたキプロスに、チェコ、ハンガリー、ポーランド、エストニア及びスロベニアを加えた 6 カ国を第一加盟候補国と認定した上で、1998 年初頭からこれらの国々と正式交渉を始め、2002 年迄にその新規加盟を実現する計画を発表した¹¹。同年 12 月に開かれたルクセンブルグ欧州理事会は、欧州委員会の提言を是認すると共に、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及

団に語っている(1994 年 4 月 1 日付及び 1997 年 3 月 23 日付日本経済新聞)。

⁹ 1995 年 12 月 17 日付日本経済新聞及び Financial Times, December 18, 1995。

¹⁰ IGC の合意内容は、1997 年 6 月のアムステルダム欧州理事会で承認され、同年 10 月にアムステルダム条約として調印、1999 年 5 月に発効している。

¹¹ 「アジェンダ 2000」は東方拡大の重大文書だが、紙幅の都合上、内容には深く立ち入らない。詳しくは、田中(1999, pp.10-15)及び百済(2000)を参照。

びスロバキアの5カ国とは、加盟条件の整備に向けた予備交渉を行うことを申し合わせた。但し、EU首脳らは、加盟交渉の「差別化原則」を強調し、交渉第一陣の6カ国についても、準備状況の進捗度に応じて加盟時期に差をつける可能性があることを示唆した。翌1998年、チェコ以下中東欧5カ国(ルクセンブルグ・グループ)の加盟交渉は、予定通り3月一斉に開始された。また、これら第一加盟候補国と並行する形で、欧州委員会と予備交渉を進めたブルガリア他5カ国も、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会に至り、ついに加盟交渉第二陣(ヘルシンキ・グループ)と認定され、翌2000年2月から正式交渉へ移行した。同時点では、後者の加盟時期として2003年頃が念頭におかれた。

この段階になると、東方拡大はEUの既定路線としてほぼ確立し、海外投資家もその実現にかなりの確信を持つに至った。EU主要国や加盟申請国の首脳や閣僚から相次いだ加盟時期に関する強気な発言¹²も、構造改革や経済成長に関するEBRDやその他国際金融機関の楽観的な将来見通しも、加盟交渉国を対象とした産業・金融界の投資関心を大いに醸成した。事実、マスメディアの間で中東欧への企業進出とEU拡大を関連づけて報道する傾向が顕著に強まったのはこの頃からである¹³。加盟交渉国が、世紀の変わり目をはさんだ数年間に起きた中東欧投資ブームの立役者となったことは、疑いの余地がない。

しかし、この時期にあっても、西側の企業や投資家をして、東方拡大の早期実現を危ぶませる懸念材料が一掃されたわけではない。第1に、連合25カ国体制の発足に不可欠なEU基本法の再改定を討議する2000年のIGC会議¹⁴やその合意内容であるニース条約の連合各国における批准作業には、常に大きな政治的困難が伴い、その行方に加盟申請国は固唾を呑んだが、2001年6月にアイル

¹² 例えば、1997年1月28日付日本経済新聞によると、ハンガリーのホルン首相(当時)は、EU加盟時期について「早ければ2000年にも実現できる」と述べている。

¹³ 2001年8月15日付日本経済新聞には、次のような報道がある。「日本企業は東欧での現地生産を加速している。(中略)東欧などがEUに加盟すれば、企業が東欧で生産してもEU域内の販売は完全に自由になるほか、規制もEU他国と同じになる。メーカーの関心は東欧諸国の安い労働賃金、地価に集まる。加盟により進出企業のすそ野が広がるのは確実だ」。この記事は、ほんの一例に過ぎない。

¹⁴ IGCは、1996年会議と同様に肝心の機構改革について再び必要な合意を達成できず、有識者やマスコミからの厳しい非難に晒されたが、東方拡大の実現という観点からは、加盟国の妥協を肯定的に捉える意見もある(Heinemann 2002; 2003)。

ランドが国民投票でニース条約の批准を拒否(反対率 54%)したことで、EU 拡大プロセスは本当に暗礁へ乗り上げてしまった。第 2 に、EU 加盟国と加盟申請国の双方で、東方拡大に対する市民の支持率が過半数を大きく割り込み、世論の冷え込みが顕著になった。冷戦時代の終焉に生じたユーフォリア状態から脱した欧州市民の間では、EU 域内においては東方拡大による自国の産業空洞化や移民の大量流入等による経済的・社会的問題を恐れて、一方の加盟申請国では「市場経済化に伴う急激な社会変革に対する疲労感」等から、拡大 EU への期待が大きく後退したのである¹⁵。また第 3 に、2001 年 6 月に登場したイタリアの中道左派ベルルスコーニ政権が、EU 東方拡大に対する否定的な立場を鮮明に表すなど¹⁶、加盟諸国の間に慎重論が浮上したことや、移行諸国において旧共産党系勢力が再び台頭したことも、EU 拡大にはマイナス要因に働いた。

これらの政治的障害は、2002 年 10 月に行われた 2 度目の国民投票でアイルランド市民がニース条約の批准に賛同したこと¹⁷、東方拡大後も暫くは新規加盟国からの労働力移動を制限する等、市民の不安に配慮した政策を打ち出したこと、水面下での外交交渉や政治的妥協が功を奏して、EU 首脳、外相及び欧州委員会の様々なレベルで東方拡大の先送りを阻止するコンセンサスが形成されたことにより¹⁸、結果としては決定的な打撃にはならなかったが、加盟交渉期全体に亘って企業や投資家の心理に一定の悪影響を及ぼした可能性は高い。

EU 東方拡大全般に係る以上の不安材料もさることながら、加盟候補国への進出や更なる投資拡大を検討していた多国籍企業や投資家にとってより重大な問題は、加盟交渉の中心的課題であるアキ・コミュノテール¹⁹の受容作業が予想以上に難航した結果、加盟時期の見通しが日に日に後退したこと、また、交

¹⁵ 一例を挙げると、1999 年にポーランドの公共問題研究所が行った世論調査によれば、ポーランド国民の加盟支持率は 47%と過去を通じて初めて 5 割を下回った(1996 年の調査の支持率は 70%超)。また 欧州委員会が域内市民を対象に 2000 年に実施した定期世論調査(Eurobarometer)は、中東欧諸国の新規加盟に対する EU 市民の支持率が 38%に過ぎないことを明らかにしている(Financial Times, May 25, 2000, 1999 年 10 月 21 日付及び 2000 年 10 月 27 日付日本経済新聞)。

¹⁶ 2001 年 6 月 12 日付日本経済新聞。

¹⁷ Financial Times, October 21, 2002. なお、この時の賛成率は 62.9%であった。

¹⁸ 2001 年 6 月 12 日付日本経済新聞及び Financial Times, June 18, 2001。

¹⁹ 基本条約から、協定、規則、指令、判例法等を包括した EU 法体系の総称。

渉進展度の国家間格差が顕著となるにつれて、加盟順序が大きく変動する恐れが浮上したことの2点であった。事実、第一加盟候補国で構成されるルクセンブルグ・グループですら、1998年当初の楽観的予測を大きく裏切り、交渉4年目に入った2001年の時点でも、その年内終結は絶望的であった。これに加えて、同年8月に明らかにされた交渉内容の中間結果によれば、「アキ」全31項目中、筆頭のハンガリーが22項目、チェコ、エストニア、スロバキア及びスロベニアが19~20項目について、欧州委員会との交渉を完了していたのに対して、ポーランドは16項目と大きく出遅れ、また、ブルガリア及びルーマニアの2カ国は、財政制度、農業、人の自由移動等の重要分野で国内制度の整備が進まず、多くの項目で交渉にすら入れない状況に陥っていたのである²⁰。

このような状況の中でEUが下した判断は、加盟候補国グループの再編成であった。即ち、2001年12月のラーケン欧州理事会は、ヘルシンキ・グループに属すスロバキア、ラトビア、リトアニアの3カ国を加盟候補の第一陣に格上げし、2004年に10カ国を一斉加盟させる可能性を議長総括で示した。この「ビッグバン型」拡大方針は、2002年6月のセブリア欧州理事会で改めて首脳らに確認され、2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会が、同10カ国の加盟交渉終結を承認することで揺ぎ無いものとなる。この間、加盟交渉の推進に注いだポーランド政府の政策努力には目覚しいものがあったが、同国の加盟先送りは政治的に適当でないというEU側の判断が、ビッグバンの実現に相当程度の影響を及ぼしたことも事実である。交渉項目の非常に多くについてEU基準の適用猶予を認める「移行措置」が盛り込まれたことは、その明白な証拠である²¹。

ハンガリー他交渉終結国に残された最後の政治的課題は、2003年4月にアテネで調印された加盟条約の国内批准であったが、このハードルはどの国においても、市民の圧倒的多数が国民投票で賛成票を投じたことで難なく克服された²²。また、加盟レースに取り残されたブルガリアとルーマニアも、2004年5月

²⁰ 2001年8月15日付日本経済新聞。

²¹ 実際、移行措置の適用数は国によって異なり、加盟交渉が遅れ気味だったポーランドやラトビアでは31項目中10項目を超えていた(田中2002,p.169)。

²² 但し、投票率自体は予想以上に低調で、ハンガリーで45.6%、スロバキアで51.7%、チェコで54.9%、ポーランドで56.2%であった。中東欧市民のこのような投票行動は、EU加盟に対するアンビバレントな国民心理を反映するもので

の EU25 カ国体制の成立から 7 ヶ月後にブリュッセルで開かれた欧州理事会において加盟交渉の完了が認められ、2007 年 1 月の加盟が事実上承認された。両国が締結した加盟条約は、2006 年 5 月に議会でそれぞれ批准されている²³。

こうして、1989 年の共産主義体制崩壊を機に、欧州諸国が希求した東方拡大は、19 年の年月をかけて遂にその政治行程を全うした。先進国企業が、新規加盟国での生産活動を更に活発化したこと、また近年は、拡大 EU の周辺国にも直接投資を増大させていることは、企業サイドもこの歴史的画期を歓迎している証しであろう。なお、EU 加盟を果たしたこれら 10 カ国の他に、統一市場への参加に正式に名乗りを上げた国にクロアチアとマケドニアがある。同 2 ヶ国を含む西バルカン諸国の EU 加盟プロセスは、2000 年 11 月にクロアチアの首都ザグレブに一堂に会した EU・西バルカン諸国首脳が採択した「安定化・連合プロセス」の枠組で進められている²⁴。クロアチアは、欧州協定に代わる新しい連合協定として欧州委員会が策定した安定化・連合協定²⁵を 2001 年 10 月に調印した後、2003 年 2 月に EU 加盟を正式に申請、2004 年 6 月のブリュッセル欧州理事会での決定を経て、2005 年 10 月から欧州委員会との加盟交渉に入っている。クロアチア政府は、当初ブルガリア及びルーマニアと共に 2007 年の加盟を目指したが、それは適わず、次の機会を窺う状態にある²⁶。一方のマケドニアは、クロアチアに先立つ 2001 年 4 月に安定化・連合協定を締結、2004 年 3 月に加盟申請を果たし、翌 2005 年 12 月にはブリュッセル欧州理事会で加盟国補国のステータスを付与されたが、2007 年 1 月時点でも欧州委員会との加盟交渉は依然着手されていない。本章の冒頭でも触れた通り、更なる東方拡大を実現するためには、EU 憲法の批准・発効等をはじめとする難題の解決が不可欠であり、そのため、クロアチア・マケドニア両国の新規加盟は、2010 年まで見

あろう(例として Népszabadság, April 14, 2003 の報道振りを参照)。

²³ 両国の加盟交渉内容は、吉井(2005;2006)に詳しい。

²⁴ セルビア・モンテネグロの EU 加盟問題は、阿部(2005)を参照。

²⁵ 同協定には、(1)政治対話、(2)地域協力、(3)工業製品と大半の農産品を対象とする自由貿易圏の創出、(5)国内法と「アキ」との調和、(6)安全保障を含む EU 政策分野での広範な協力等が盛り込まれており、EU と西バルカン諸国の関係に関する加盟までの契約的枠組が提供されている(駐日欧州委員会代表部 2006, p.6)。

²⁶ Financial Times, January 13, 2004.

送られる公算が高いと報じられている²⁷。

以上、本節は多くの頁を割いて、EU 第 5 次拡大の軌跡を回顧した。その分析的意図は、次の点を確認することに他ならない。それは第 1 に、EU 東方拡大の政治行程は、連合協定の締結を第一段階とし、加盟申請段階、加盟交渉段階、交渉終結・加盟段階という 4 つの連続的ステップで構成されること、第 2 に、これら各段階に至る時期と継続期間は、加盟候補国間で異なること、そして第 3 に、加盟候補国への直接投資に関する企業や投資家の意思決定に及ぼすインパクトの度合いには、段階間に顕著な差が存在し得ること、の 3 点である。投資主体は、代替的な投資対象国の政治・経済情勢を丹念に精査・比較した上で意思決定を行う。中東欧諸国については、EU 加盟の実現可能性やタイミングが、極めて重要な参照点となることは強調するまでもない。とすれば、どの国が EU 東方拡大プロセスの如何なる政治段階にあるのかが、中東欧地域に投じられる直接投資と密接に相関する可能性は高い。我々は、EU 加盟交渉への正式な参加及びそのより高次の交渉段階への到達は、当該国への直接投資に対して、経済的に意味があり、かつ統計的にも有意な正のインパクトを及ぼすと仮定する。そこで次節以降では、この仮説を理論的・実証的に検証する。

3. 直接投資促進要因としての EU 加盟交渉

EU 東方拡大が、中東欧加盟候補国への直接投資を促すと考えられる理論的根拠は大別して 2 つある。ひとつは、将来の EU 加盟に先行して進められる域内市場との貿易自由化が、欧州巨大市場との交易増進を通じて、外国投資を含む加盟候補国の資本需要を高めるという考え方であり、いまひとつは、加盟交渉が相手国政府の政策運営や制度構築の規律化と透明性を高める一種の「政治的アンカー」として機能し、当該国への投資リスクを軽減するという見方である。

EU 域内市場との貿易自由化は、加盟交渉第一段階である欧州協定の締結を機に直ちに着手された。EU と中東欧 10 カ国は、同協定が定める個別スケジュールに従って、双方からの輸入品に対する関税・非関税障壁の段階的撤廃を相互に義務づけた²⁸。1993 年 6 月のコペンハーゲン欧州理事会は、この措置を更

²⁷ 2006 年 12 月 15 日付日本経済新聞。

²⁸ 欧州協定に規定された自由貿易圏移行の猶予期間は、ブルガリア、チェコ、ハン

に加速化するために協定締結国との再交渉ないし暫定協定の締結を決断し、この結果、EU 加盟国は、欧州協定又は暫定協定発効後直ちに鉄鋼・織物製品を除く協定相手国からの輸入工業製品に対する全ての関税及び数量割当を撤廃した。また、一方の中東欧諸国も、当初のスケジュールを前倒しして EU 貿易に対する規制緩和を推進した。事実、域内市場で製造された殆ど全ての工業製品に対する協定締結国の関税率は、1997 年までに漸次 0%へ引き下げられた。また、「特例品目」(sensitive products)に課せられた輸入関税の殆ども 2002 年までに全廃されている(Koutrakos 2002, pp. 376-377)²⁹。

自由貿易圏の早期実現を図る以上の諸措置は、EU と中東欧 10 ヶ国の交易拡大に絶大な効果を及ぼした。事実、ハンガリー、ポーランド及びブルガリアの輸出(輸入)総額に占める EEC・EU のシェアは、1989 年の 24.7(28.5)%、32.1(33.8)% 及び 19.5(35.0)% から、1997 年には各々 71.2(62.4)%、64.2(63.8)% 及び 44.9(41.9)% にも達した。貿易額そのものも急増した。例えば、同期間のハンガリーの輸出(輸入)総額はドル建てで 1.98(2.41)倍も増加したが、EU15 カ国との取引額は 5.70(5.21)倍と驚異的な伸びを示している³⁰。無論、以上の傾向は、他の協定締結国においても等しく観察された(杉浦 2007)。

EU 加盟交渉が中東欧当事国の投資リスクを減じる効果は、様々な経路を通じて発揮された。例えば、法制面では、所有法、雇用法、会社法、投資法、法人税法を含む国内法体系の EU 基準への接近が、ミクロ政策面では、先に述べた貿易・関税政策の規制緩和に加えて、競争政策や産業保護策の成文化による恣意性の排除、金融・資本市場への自由なアクセスの保障、並びに汚職・収賄行為の規制強化等が、またマクロ政策面では、自国通貨の交換性確立、物価上昇の抑制及び財政規律の強化等が、先述したコペンハーゲン基準の達成や「アキ」受容を目的とする加盟候補国政府の政策努力とこれに対する欧州委員会のモニタリング活動とが相乗して迅速・着実に進むことを、多国籍企業や投資家

ガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキアが 10 年間、リトアニア及びスロベニアが 6 年間、ラトビアが 4 年間であった。このような猶予期間が設定されなかったのは、唯一エストニアのみである(Koutrakos 2002, p. 375)。

²⁹ なお、農業産品の貿易自由化はより慎重が期され、EU と協定締結国の間で品目毎に関税率や輸入割当の削減スケジュールが決められた(op. cit.)。

³⁰ 西村(2000, p.9)及びハンガリー統計年鑑各年版に基づく筆者の算定。

に信頼させ、実際にそうなった。そして何よりも、諸外国の投資主体が最も神経を尖らせる問題、即ち、投資対象国の政治的安定性が確保される上で、EU加盟という国家目標は極めて有効に作用したと評価されている。

EU 東方拡大の投資リスク抑制効果の程度は、第三者機関の客観的評価からも窺い知ることができる。即ち、*Euromoney* 誌による中東欧加盟候補 10 カ国のカントリー・リスク度ランキングは、1992～2004 年期間平均 63.37 位であり、他の中東欧・旧ソ連 11 カ国の平均値 129.59 位を大幅に上回り、その差は統計的にも有意である(Wilcoxon $Z=12.432$, $p=0.000$)。更に、同期間の順位改善率も後者の国平均 14.5 位の上昇に対して、前者は平均 36.2 位と 20 ポイント以上も高く、この差の有意水準も大変高い($t=2.331$, $p=0.015$; Wilcoxon $Z=2.253$, $p=0.024$)。これらの事実は、中東欧加盟候補国のリスク水準の低さとその低下速度の速さは、他の移行諸国との比較における顕著な特徴であることを表している。

EU 加盟交渉の進展が、欧州市場との交易拡大と投資リスクの抑制を介して交渉当事国への直接投資を促す経済メカニズムを、Baldwin et al. (1997, pp.142-143)は、資本ストックの均衡モデルを用いて簡明に説明している。図 1 には、資本収益率を縦軸、資本量を横軸とする平面に、加盟交渉前(第 0 期)の資本需要曲線と供給曲線が、各々線分 DD 及び SS として描かれている。初期の均衡値は、リスクプレミアム π^0 の存在を反映して K^0 となる。即ち、リスクプレミアムが存在しなければ達成されたであろう水準を下回る資本投資が行われる。この時、投資家は平均 R^0 の収益を得るが、資本回収の不確実性故にあたかも彼らは収益率 $R^0 - \pi^0$ が確実なプロジェクトへ投資するが如きに行動する。

さて、加盟交渉開始後(第 1 期)に EU 市場との交易が拡大すると、投資需要曲線は例えば $D'D'$ へと右上方にシフトする。この現象は、Baldwin et al. (1997) が述べるように、貿易財(例えば工業製品)が非貿易財(政府サービス)よりも相対的に資本集約的である場合に起こる。また、EU 市場との貿易障壁撤廃によって高まる競争圧力に対抗するため、国内の設備更新や製品開発への投資需要が刺激されることによっても需要曲線はシフトする可能性がある。第 1 期では、先述の理由からリスクプレミアムにも肯定的な変化が生じる。仮にそれが π^0 から π^1 への低下として表れたとすれば、投資家は、需要曲線 $D'D'$ と供給曲線 SS の垂直距離が π^1 と等しくなる水準で資金を投入するであろう。この結果、

当該国の投資額は、二時点間の均衡値の差である $K^1 - K^0$ 分増大することになる。

Baldwin et al. (1997)も指摘しているように、このモデルは、国内投資家と外国投資家の区別を考慮していない。しかし、中東欧加盟候補国の経済情勢を鑑みると、高まる投資需要に応え得るのが主として外国資本であったことは容易に想像できる。即ち、銀行システムや資本市場の未発達、旧社会主義企業の脆弱な経営基盤、国内投資家と企業経営者との間の深い情報非対称性、並びに投資リスク管理技術の不浸透や市場原理に基づく投資経験の絶対的不足という移行経済に特徴的なこれら一連の諸問題は、国内資本の供給を極度に非弾力化した。中東欧企業の投資行動が主として内部留保金でファイナンスされているという普遍的な事実及び銀行機関の深刻な貸し渋り問題や長期融資への消極性は、その端的な現れである(Berglof and Bolton 2002; Sugiura 2007)。国内の金融機関や企業がいわゆる「疎み状態」に陥っているその間隙を突くように、これらの国々で活発な投資活動を展開したのが、上記の諸問題から無縁な日米欧の有力企業であった。例えば、改革先進国のハンガリーでは、1995～2003年の間、平均して企業投資の49.7%及び製品輸出の72.3%が、これら外資系企業によって担われている(Iwasaki 2007, p. 184)。つまり、中東欧諸国の資本不足は、先進諸国からの直接投資によって賄われたといっても過言ではないのである。

なお、以上に述べたいわば市場誘導的な投資誘引効果とは別に、EU加盟交渉には外国資本の進出を促すより直接的な政策が内包されていたことも忘れてはならない。即ち、欧州協定や「アジェンダ2000」の中でEU側がコミットした金融・技術支援は、構造・結束基金、PHARE(経済再建支援)、SAPARD(農業部門近代化支援)、ISPA(運輸・環境インフラ開発支援)等の枠内で次々に実施されたが、これらの一部は、運輸、通信、送電、上下水道、土地改良、環境インフラを含む社会資本の整備に資することで、多国籍企業現地法人の設立、運営及び物流面でのコスト削減に少なからぬ寄与をもたらしたと考えられているのである(Breuss et al. 2001; 岩崎・佐藤 2004; Iwasaki 2007)。

このように、EUの東方拡大が、加盟候補国への直接投資を促す間接的・直接的効果を内包していた可能性は極めて高い。しかしながら、中東欧・旧ソ連地域における外国資本の立地選択要因を考察した実証研究はこれまでも多数発表されたが、この点に分析的注意を払った論考は意外にも少ない。表3には

その数少ない先行研究8点が列挙されている。筆者らが確認した範囲で最も先駆的な業績は、Brenton et al. (1999)である。彼らは、1990年代半ばの累積直接投資額を従属変数とする重力モデルの独立変数に、CIS諸国ダミーと共にEU第1加盟候補国ダミーと第2加盟候補国ダミーを採用し、その符号関係と係数値の大小関係から、第1に、前者は後者よりも有意により多くの直接投資を享受していること、第2に、これらEU加盟候補国には、全体としてCIS諸国よりも多額の外国資本が投下されていることを確認している。次のBevan and Estrin (2000)は、EU加盟交渉の投資誘因効果により大きな関心を払った実証研究である。即ち、彼らは、1994年12月にエッセン欧州理事会が採用した「加盟前戦略」や1997年に欧州委員会が打ち出した「アジェンダ2000」のアナウンスメント効果に着目し、パネルデータ分析の結果、「アジェンダ2000」が第1加盟候補国と認定した国々への1%水準で正に有意なインパクトを見出している。

Brenton et al. (1999)やBevan and Estrin (2000)に続いて発表された残り6点の先行研究は、方法論的観点から大別して2つのグループに区分し得る。第1のグループは、EU東方拡大に関わる欧州理事会や欧州委員会の重大決定事項に注目し、その直接投資への効果を検証するものであり、鈴木・菅沼(2007)が該当する。第2のグループは、特定の分析対象国がEU加盟候補国であるか否かに着目した実証研究であり、Assenov (2003)及び菅沼(2006)がここに含まれる。残るBevan and Estrin (2004)、Egger and Pfaffermayr (2004b)及びClausing and Dorobantu (2005)は、上記2つの方法論を兼ね備えた実証分析を展開した。

表3の通り、概してこれら先行研究は、EU加盟交渉と直接投資の間に正の相関関係が成立していることを強く示唆している点で、我々の仮説と整合的である。しかし前節で述べた事実認識の観点から問題点も指摘される。第1に、加盟交渉プロセスは、連合協定の締結を初段階とするものであり、この時期から移行諸国の差別化は既に始まっていたことを、多くの先行研究が等閑視している。第2に、交渉プロセスは複数の政治段階から成り、その上、国によりその時期的構成には一定のずれがあるという事実も殆ど考慮されていない。その結果として第3に、先行研究は、加盟候補国への直接投資誘致効果が性質の異なる交渉段階の間で相違する可能性を全く吟味していない。EU東方拡大過程の一部のみを捉え、当該期間を全て1で表現するダミー変数は、その直接投資

へのインパクトを過小ないし過大評価する恐れを孕んでいる。次節では、これらの諸問題に対応した実証分析を行うことで、より真の値に近い EU 東方拡大効果の計測を試みる。

4 . 実証分析

外国資本の立地選択や多国籍企業の海外進出に関する実証研究は、永らくダニング(Dunning 1958; 1970)が提唱する OLI パラダイムをその理論的支柱としてきた。それによると、直接投資は、企業特殊な経営資源の排他的所有に基礎づけられた優位性(Ownership advantages)、賃金格差や関税を含む立地上の特殊性から生じる優位性(Location advantages)、並びに輸出から現地生産への転換がもたらす内部化の利益(Internalization incentive)を主たる決定因とする。換言すると、この折衷的な直接投資理論は、本国からの製品輸出との対比における現地子会社の設立・運営コストや市場アクセスの優位性及び経営ノウハウや特許技術を含む無形資産内部保持の戦略的重要性という一連の要素が、投資主体の意思決定に大きな影響を及ぼすと主張している(池間 1992)。

この OLI アプローチに対して、近年の多国籍企業論は、上述の所有優位性と立地優位性のアイデアを国際貿易の一般均衡モデルに組み入れ、多国籍企業の創発を内生的に取り扱うことで新たな理論的見地を開いた(Helpman 1984; Horstmann and Markusen 1992; Brainard 1997; Markusen and Venables 1998; 2000)。それによると、多国籍企業には 2 つの発生形態がある。第 1 形態である「水平型多国籍企業」(horizontal multinationals)は、現地生産のメリット(近接性の優位)が本国で集約的に生産を組織するメリット(集中化の優位)を凌駕する場合に生じる。これに対して第 2 形態の「垂直型多国籍企業」(vertical multinationals)は、進出先が本国とは異なる要素賦存性を具えているとか、両国間の貿易コストが相対的に低いなどの理由により、内部化された垂直的国際分業が追加的な企業利潤を生み出すと期待される場合に出現する。このように、最新の多国籍企業モデルは、旧来の OLI アプローチとは一線を画す理論体系に立脚している。

旧社会主義圏の直接投資は、基本的に、以上に述べた何れの理論的立場からも接近可能であると考えられている。更に実証論的には、双方共に、近接性と

市場規模が直接投資の重要な誘引因子であるという点で一致してもいる³¹。従って、本稿の主眼である EU 東方拡大の直接投資促進効果を検証するに当たり、移行経済の特殊要因である市場経済化の進捗度や激動したマクロ経済情勢と共に、近接性と市場規模を、実証分析の重要なコントロール変数として扱う。

本節では 直接投資決定モデルを二つの異なる手法で推計する。第 1 段階は、これらの国々の総直接投資額を従属変数とする回帰分析であり、第 2 段階は、投資本国を特定した二国間直接投資額を従属変数とする重力モデル(gravity model)の推計である。前者は、表 1 に登場した中東欧・旧ソ連 21 カ国が 1990 ~ 2005 年に享受した直接投資を、後者は、データの制約上、欧州 5 ケ国³²、日本及び米国で構成される主要投資 7 ケ国と中東欧 9 カ国³³計 63 組の二国間投資実績を分析対象とする。いずれもパネルデータを用いる。推計モデルの定式化に当たり、本稿では、多国籍企業やその他外国投資家の意思決定様式として、これら経済主体は、投資対象国に関する観察可能な前年の諸変数を参照して当年の投資判断を行うと仮定する³⁴。この現実的な想定は、独立変数に先決変数を採用することで、例えば経済成長と直接投資の間に生じる同時性バイアスを回避することにも役立つ。但し、EU 加盟交渉は、欧州委員会ないしマスメディアの情報公開等を通じたオンタイムな追跡が可能であったという事実に配慮し、この仮定の適用外とする。EU 拡大は投資主体にとって明らかに外生的事象であるから、計量経済学的な問題を引き起こすこともない。

中東欧・旧ソ連第 j 国が第 t 年に享受した直接投資(FDI)を従属変数とする投資決定モデルの推計式は、従って以下の通りとなる。

$$\ln FDI_{j,t} = \alpha + \sum \gamma_k EUaccession_{k,j,t} + \beta_1 \ln GDPSIZ_{j,t-1} + \beta_2 \ln PRISEC_{j,t-1} + \beta_3 GDPGRO_{j,t-1} + \beta_4 INFRAT_{j,t-1} + \beta_5 \ln DISBRA_j + \delta_j + \varepsilon_{j,t}$$

ここで、 $EUaccession$ は EU 東方拡大プロセスへの参加及び加盟交渉の進展度

³¹ 詳しくは、Brenton et al. (1999, pp. 97-99), Resmini (2000, pp. 667-669), Buch et al. (2003, pp. 98-99), Carstensen and Toubal (2004, pp. 6-7)らの議論を参照。

³² 英国、仏国、独国、オランダ及びオーストリアの 5 ケ国。

³³ ブルガリア、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア及びルーマニアの 9 カ国。

³⁴ 筆者らは、同じ仮定の上で、ロシアにおける直接投資の立地選択モデルを推計した経験がある(Iwasaki and Suganuma 2005)。

を反映するダミー変数(後述), $GDPSIZ$ はドル建て GDP 総額で測られたホスト国の市場規模, $PRISEC$ は市場経済化進展度の代理変数であるホスト国民間セクターの対 GDP 比率, $GDPGRO$ 及び $INFRAT$ はホスト国の実質経済成長率と物価上昇率³⁵, $DISBRA$ は EU 本部所在地ブリュッセル市からホスト国首都までの直線距離, δ はホスト国の個別(固定)効果, ε は誤差項である。

筆者らは, 直接投資に対して, EU 加盟交渉, 市場規模, 市場経済化及び経済成長は正の, 物価上昇及び EU 統一市場からの地理的遠隔性は負のインパクトを発揮すると予想する。なお, 推計結果の頑健性を点検するために, 従属変数を国民一人当たりの投資額(FDI_p)に置き換えたモデルの推計も試みる。この場合, ホスト国の市場規模は総人口の除算で条件付けられるため, 独立変数には, $GDPSIZ$ に代わり国民一人当たりの付加価値総額($GDPSIZ_p$)を用いる。同変数はホスト国市民の製品購買力を表すと同時に, 賃金水準の高さをも反映し得るから, 現段階で直接投資への効果を理論的に特定することはできない。

実証分析の第 2 段階では, 第 t 年に第 i 国から第 j 国に投じられた二国間直接投資額を従属変数とする以下の投資決定モデルを推計する。

$$\begin{aligned} \ln FDI_{i,j,t} = & \alpha + \sum \gamma_k EUaccession_{k,j,t} + \beta_1 \ln MARSIG_{i,j,t-1} + \beta_2 \ln MARSIM_{i,j,t-1} \\ & + \beta_3 \ln PRISEC_{j,t-1} + \beta_4 GDPGRO_{j,t-1} + \beta_5 INFRAT_{j,t-1} \\ & + \beta_6 \ln DISCAP_{i,j} + \varphi_{i,j} + \varepsilon_{i,j,t} \end{aligned}$$

ここで, 新たに導入された $MARSIG$ は投資本国とホスト国のドル建て GDP 総額の合計値であり, 両国の総合市場規模の代理変数として用いられる。 $MARSIM$ は両国市場の規模的近似性を表す変数であり, 次式で定義される。

$$MARSIM_{i,j,t} = 1 - \left(\frac{GDPSIZ_{i,t}}{MARSIG_{i,j,t}} \right)^2 - \left(\frac{GDPSIZ_{j,t}}{MARSIG_{i,j,t}} \right)^2$$

$DISCAP$ は両国首都間の直線距離, φ は国家間関係の個別(固定)効果(country-pair effects)である。 $MARSIG$ と $MARSIM$ は, いずれも水平的直接投資を促進し, 垂直的 direct 投資に対して中立的であると考えられるので, 共に正の符号を取ると予想する(Egger and Pfaffermayr 2004a, p.792)。 $DISCAP$ は, $DISBRA$

³⁵ $GDPGRO$ と $INFRAT$ の相関係数は-0.262 であり, 他の独立変数と同様に, 多重共線性の発生を疑うべき閾値 0.700 を大きく下回っている(Lind et al. 2004, p 487)。

同様に直接投資の阻害要因として作用するので、負の値を取ると推測する。ここでも、第 1 段階と同様に FDI_p を従属変数とする推計を合わせて行う。

本節では、3 通りの方法を用いて EU 東方拡大の直接投資促進効果を検証する。第 1 の手法は、連合協定締結年及びそれ以降を 1 とする加盟候補国ダミー ($ACCCAN$) の推計である。同変数は、先行研究の接近法を踏襲するものであり、推計結果を比較する際のベンチマークとなる。ここでは、直接投資促進効果は交渉・加盟期間を通じて常に一定であることが暗黙裡に仮定されている(一定効果仮説)。第 2 の方法は、加盟交渉プロセスが異なる 4 つの政治段階から成る点に配慮した加盟交渉進捗ダミー ($ACCSTE$) の利用であり、同変数には、連合協定締結段階では 1、加盟申請段階では 2、加盟交渉段階では 3、交渉終結・加盟段階では 4 の値が与えられる。つまり、同変数は、加盟交渉が段階を追って前進するに伴い、EU 東方拡大の直接投資誘引効果も比例的に増大するとの想定に立っている(逡増効果仮説)。第 3 は、これら交渉段階の効果を、各々独立したダミー変数 ($EUASTA$, $APPSTA$, $NEGSTA$, $FINSTA$) で捉える方法である。この分析手法は、異なる交渉段階は、投資主体の意思決定に異なる程度のインパクトを及ぼし、その統計的有意性にも差異が生じ得ることを許容する(非線形効果仮説)。即ち、これら 3 つの方法の中で最も一般性が高い接近法である。

図 2 には、マケドニアとクロアチアを含む中東欧 12 カ国の加盟交渉経過が一覧されている。この通り、各国各政治イベントの実行月は実に様々であり、こうした時間的タイミングの差を看過することは、分析上適当ではない。日本企業、シンクタンク及び政府機関関係者の一致した見解³⁶によれば、投資判断が実際の海外投資行動へ反映されるまでには、通常最短でも半年のラグが生じる。従って、分析対象とする政治イベントが、上半期の出来事である場合は当該年から、下半期の場合はその翌年から、直接投資促進効果が顕在化するという仮定に立って、先述の $ACCCAN$ 以下加盟交渉変数を設定する。以上に述べた実証分析に用いる諸変数の記述統計量、定義及び出典は、Appendix の通りである。

表 4 が、実証分析第 1 段階の主要な結果である。推計方法の特定化に関する Breusch-Pagan 検定及び Hausman 検定の結果、全てのモデルについて変量効果

³⁶ 岩崎の本田技研工業、三菱商事、ロシア NIS 貿易会及び日本貿易振興機構に対する聞き取り調査。関係各位のご厚意に感謝する。

モデルが選択された。この通り、コントロール変数は、*DISBRA*を除き全て1%水準で統計的に有意であり、符号関係も筆者らの予想と合致している。即ち、直接投資総額を従属変数とするモデル(A)から(C)の推計結果によれば、ホスト国の経済規模、生産活動に占める民間部門の比重及び経済成長は、諸外国からの資本投下を促す方向に作用する。逆に、物価水準の上昇は、投資主体の意思決定に否定的な影響を及ぼす。国民一人当たりの投資額を従属変数とするモデルからも、同様の分析結果が得られた。なお、*GDPSIZ_p*が正に有意であることは、総じて西側の企業や投資家は、中東欧・旧ソ連圏が安価な労働力の供給源であるからというよりもむしろ、同地域が有望な製品市場であるという理由に動機付けられて進出を果たした可能性を示している。

EU 東方拡大変数は、大変興味深い推計結果を示した。*ACCCAN*が正に有意であることは、先行研究の実証成果が本稿にほぼ再現されたことを意味している。しかし、加盟交渉プロセスが複数の政治段階から成ることに考慮した*ACCSTE*がより有意な推計結果を得ていること、またその係数値は、EU加盟候補各国が享受した直接投資実績に、交渉段階の質的相違が経済的にも重大な較差を生み出すことを物語っていることから、先行研究の分析手法は、EU拡大の直接投資誘引効果を過小又は過大評価した恐れが高いと判断される。

但し、モデル(C)及び(F)の推計結果から、*ACCSTE*の背後にある仮説、即ち加盟交渉のステップアップが外国資本を比例的に誘引するという仮説にも問題点がないわけではないことが分かる。それは、交渉終結・加盟段階変数である*FINSTA*の係数値が、加盟交渉段階の効果を捉える*NEGSTA*のそれを下回っている点に他ならない³⁷。こうした分析結果の有力な解釈の一つは、EU加盟がほぼ確実となった段階で、加盟候補国政府は、欧州委員会からの政治圧力に屈する形で、それまで外資系企業に付与していた投資優遇措置の大幅な縮小ないし廃止に追い込まれており、この政策転換がとりわけ大型投資案件の新規誘致に対して否定的に作用した、というものである。投資優遇策の抜本的見直しは、例えばハンガリーとポーランドの2カ国に限っても、日米欧数百社に影響を及

³⁷ モデル(C)は、4種類の加盟段階ダミーの係数値が全て等しいという帰無仮説を*F*検定で棄却できない。しかし、*NEGSTA*と*EUASTA*及び*NEGSTA*と*FINSTA*の係数値が5%水準で有意に異なることは、Wald検定によって確認されている。

ばすものとなり、企業側の激しい反発を招いた³⁸。ポーランド政府は、優遇措置の期限前廃止によって企業側に生じる損害の賠償を約束し、ハンガリー政府も、EU 統一基準の枠内では最大限に寛容な投資誘致計画「スマートハンガリー」を 2002 年秋に打ち上げたが、これらの対応策に、EU 加盟と引き換えに廃止を余儀なくされた法人税減免措置や自由関税区等の「大盤振る舞い」に比肩する魅力は到底なかった³⁹。この出来事が、仮に一時的にしても、西側の企業や投資家の進出意欲に水をさした可能性は否定できない。

二国間直接投資を従属変数とする重力モデルも、以上の分析結果を概ね支持している(表 5)。但し、*MARSIM* は、一人当たりの直接投資額を従属変数とする場合に、また、*PRISEC* や *GDPGRO* は、Hausman 検定により固定効果モデルが選択された場合にその統計的有意性を大きく失う。それ以上に注目すべきは EU 東方拡大変数の推計結果である。即ち、重力モデルでは、従属変数の如何に拘らず *ACCCAN* は非有意な一方、*EUASTA* は 1%水準で正に有意となった。*ACCCAN* の非有意性は、分析対象が EU 加盟を達成した中東欧諸国に限定される場合、加盟交渉期間を通じて直接投資誘引効果が一定であるというシンプルな仮定は、EU 拡大の効果を検証する上で不適当な見解であることを意味している。一方、*EUASTA* がその他 3 つのダミー変数に相等する高い有意性を示したことは、世界の名立たる有力多国籍企業がその背後に控えている日米欧主要投資 7 カ国からの直接投資は、EU 第 5 次拡大の端緒期にあっても、その兆候に敏感に反応した可能性を強く示唆している。この実証結果は、資本力や経営技術面でリスク負担能力に秀でている国際的大企業は、先行者利益を求めて新興市場へ果敢に参入する傾向が強いという見解を積極的に支持している⁴⁰。

³⁸ 当時の新聞報道は、その模様を次の様に伝えている。「(2002 年)6 月 19 日、ポーランド政府はワルシャワの経済省で、税免除打ち切りで逸失利益が発生しそうな日米欧企業に対し、EU 加盟交渉の現状を説明する秘密会合を開いた。席上、多くの外資が激しい口調で不満を表明。怒った政府の担当官がヤジと怒号の中で途中退席するなど、会合は大荒れとなった」(2002 年 7 月 9 日付日本経済新聞、括弧内筆者)。

³⁹ 岩崎・佐藤(2004)及び 2002 年 5 月 14 日付日本経済新聞を参照。

⁴⁰ なお、表 4 及び表 5 の計量モデルは、ホスト国や国家間関係の個別効果と共に、時間効果をもコントロールしたいわゆる二元配置モデル(two-way model)で推計した場合でも、ほぼ同じ分析結果を示した。

5. 結び

以上、本稿は、EU 東方拡大の直接投資促進効果を、理論的・実証的に検討した。EU との加盟交渉は、欧州統一市場との交易拡大や投資リスクの抑制等を介して、中東欧交渉当事国への直接投資を大いに促した可能性がある。しかし、その効果は、殆ど全ての先行研究が暗黙裡に想定しているように、交渉期間を通じて決して一様ではない。何故なら、政治交渉の質的差異が、投資主体の意思決定に異なるインパクトを及ぼすと考えられるからである。

我々の実証分析は、EU 加盟交渉が進展し、より高次の政治段階へ移行すると共に、その直接投資誘引効果も、概して漸次増大する傾向があったことを突き止めた。しかし、恐らくは新規加盟の確約を得る代償として行われた従来投資優遇策の全面的な見直しが災いした結果、加盟候補国への直接投資は、政治交渉の正に最終局面において、一時的にせよ腰折れを経験したことも明らかにされた。従って我々は、EU 東方拡大と加盟候補国が享受した外国投資の因果関係は、総体として正の相関関係として特徴づけられるものの、それは単調な線形関係ではなく、いわば逆Jカーブ型の非線形性を有していると結論する。

非線形効果仮説を採用した場合、交渉終結・加盟段階の腰折れ効果を考慮に入れても、EU 加盟交渉の直接投資促進効果は、一定効果仮説を前提とした場合に予想される効果を上回る。即ち、表4の推計結果を用いた筆者らのシミュレーションによれば、クロアチアとマケドニアを加えた中東欧 12ヶ国が 1990～2005年に享受した直接投資に対する EU 東方拡大変数の期間累積インパクトは、表6の通り、非線形効果仮説のケースが一定効果仮説のそれを凌駕するのである。その差は、国民一人当たりの投資額では大変著しいものがある。つまり、非線形効果仮説が、一定効果仮説よりも現実をよりの確に反映した見解であるならば、欧州統一市場との統合に傾注された中東欧各国の政策努力は、通説的予想を超える福音を、これらの国々にもたらしたといえるのである。

参考文献

- Assenov, Ilian (2003) "Market Reforms and Foreign Investment: What Drives Capital Flows to Transition Economies?" *Osaka Economic Papers*, Vol. 53, No. 1, pp. 99-118.
- Baldwin, Richard E. (1995) "The Eastern Enlargement of the European Union," *European Economic Review*, Vol. 39, No. 3-4, pp. 474-481.
- Baldwin, Richard E., Joseph F. Francois and Richard Portes (1997) "The Costs and Benefits of Eastern Enlargement: The Impact on the EU and Central Europe," *Economic Policy*, Vol. 12, No. 24, pp. 125-176.
- Berglof, Erik and Patrick Bolton (2002) "The Great Divide and Beyond: Financial Architecture in Transition," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 16, No.1, pp. 77-100.
- Bevan, Alan A. and Saul Estrin (2000) "The Determinants of Foreign Direct Investment in Transition Economies," CEPR Discussion Papers No. 2638, Centre for Economic Policy Research: London.
- Bevan, Alan A., and Saul Estrin (2004) "The Determinants of Foreign Direct Investment into European Transition Economies," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 32, No. 4, pp. 775-787.
- Brainard, Lael S. (1997) "An Empirical Assessment of the Proximity-Concentration Trade-off between Multinational Sales and Trade," *American Economic Review*, Vol. 87, No. 4, pp. 520-544.
- Brenton, Paul, Franchesca Di Mauro and Matthias Lücke (1999) "Economic Integration and FDI: An Empirical Analysis of Foreign Investment in the EU and in Central and Eastern Europe," *Empirica*, Vol. 26, No. 2, pp. 95-121.
- Bruss, Fritz (2001) "Macroeconomic Effects of EU Enlargement of Old and New Members," Working Papers No. 143, Austrian Institute of Economic Research: Vienna.
- Bruss, Fritz, Peter Egger and Michael Pfaffermayr (2001) "The Impact of Agenda 2000's Structural Policy Reform on FDI in the EU," *Journal of Policy Modeling*, Vol. 23, No.7, pp. 807-820.
- Clausing, Kimberly A. and Cosmia L. Dorobantu (2005) "Re-entering Europe: Does European Union Candidacy boost Foreign Direct Investment?" *Economics of Transition*, Vol. 13, No. 1, pp. 77-103.
- Dallago, Bruno and Ichiro Iwasaki, eds. (2007) *Corporate Restructuring and Governance in Transition Economies*, Palgrave Macmillan: Basingstoke.
- Dunning, John H. (1958) *American Investment in British Manufacturing Industry*, George Allen & Unwin: London.
- Dunning, John H. (1970) *Studies in International Investment*, Allen & Unwin: London.
- Egger, Peter and Michael Pfaffermayr (2004a) "The Impact of Bilateral Investment Treaties on Foreign Direct Investment," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 32, No. 4, pp. 788-804.
- Egger, Peter and Michael Pfaffermayr (2004b) "Foreign Direct Investment and European Integration in the 1990s," *World Economy*, Vol. 27, No.1, pp. 99-110.
- European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), *Transition Report*, EBRD: London (various issues).

EU の東方拡大と直接投資(岩崎・菅沼)

- Estrin, Saul, Xavier Richet and Josef C. Brada, eds. (2000) *Foreign Direct Investment in Central Eastern Europe: Case Studies of Firms in Transition*, M.E. Sharpe: London.
- Havlik, Peter (2002) "EU Enlargement: Economic Impacts on Austria and the Five Acceding Central European Countries," Research Report No. 290, The Vienna Institute for International Economic Studies: Vienna.
- Heinemann, Friedrich (2002) "The Political Economy of EU Enlargement and the Treaty of Nice," *European Journal of Political Economy*, Vol. 19, No.1, pp. 17-31.
- Heinemann, Friedrich (2003) "The Political Economy of Eastern Enlargement," in Stefano Manzocchi, ed., *The Economics of Enlargement*, Palgrave Macmillan: New York, pp. 347-373.
- Helpman, Elhanan (1984) "A Simple Theory of International Trade with Multinational Corporation," *Journal of Political Economy*, Vol. 92, No. 3, pp. 451-471.
- Horstmann, J. Ignatius and James R. Markusen (1992) "Endogenous Market Structures in International Trade," *Journal of International Economics*, Vol. 32, No. 1, pp. 109-129.
- Iwasaki, Ichiro (2007) "Corporate Restructuring and the Role of Foreign Direct Investment in Hungary," in Dallago, Bruno and Ichiro Iwasaki, eds., *Corporate Restructuring and Governance in Transition Economies*, Palgrave Macmillan: Basingstoke, pp. 178-210.
- Iwasaki, Ichiro and Keiko Suganuma (2005) "Regional Distribution of Foreign Direct Investment in Russia," *Post-Communist Economies*, Vol. 17, No. 2, pp. 153-172.
- Koutrakos, Panos (2002) "Free Movement of Goods under the Europe Agreements," in Ott, Andrea and Kirstyn Inglis, eds., *Handbook on European Enlargement: A Commentary on the Enlargement Process*, T.M.C. Asser Press: Hague, pp. 369-390.
- Központi Statistikai Hivatal (KSH) *Magyar Statisztikai Évkönyv*, Budapest (various years).
- Lind, Douglas, A., William G Marchal and Samuel A. Wathen (2004) *Statistical Techniques in Business and Economics* (twelfth edition), McGraw-Hill: Irwin.
- Mardas, Dimitri (2005) "The Latest Enlargement of the EU and 'Buy National' Rules," *World Economy*, Vol. 28, No. 11, pp. 1633-1650.
- Marinova, Svetla Trifonova and Marin Alexandrov Marinov, eds. (2003) *Foreign Direct Investment in Central and Eastern Europe*, Ashgate: Aldershot.
- Markusen, James R. and Anthony Venables (1998) "Multinational Firms and the New Trade Theory," *Journal of International Economics*, Vol. 46, No. 2, pp. 183-203.
- Markusen, James R. and Anthony Venables (2000) "The Theory of Endowment, Intra-industry, and Multinational Trade," *Journal of International Economics*, Vol. 52, No. 2, pp. 209-234.
- Ott, Andrea and Kirstyn Inglis, eds. (2002) *Handbook on European Enlargement: A Commentary on the Enlargement Process*, T.M.C. Asser Press: Hague.
- Pautola, Niina (1999) "Toward European Union Eastern Enlargement," *Russian and East European Finance and Trade*, Vol. 35, No. 6, pp. 45-67.
- Resmini, Laura (2000) "The Determinants of Foreign Direct Investment in the CEECs: New Evidence from Sectoral Patterns," *Economics of Transition*, Vol. 8, No.3, pp. 665-689.
- Stephan, Johannes, ed. (2006) *Technology Transfer via Foreign Direct Investment in Central and Eastern Europe: Theory, Method of Research and Empirical Evidence*, Palgrave Macmillan: Basingstoke.

EU の東方拡大と直接投資(岩崎・菅沼)

- Sugiura, Fumikazu (2002) "Economic Transformation and Corporate Finance in the Post-communist World," in Dallago, Bruno and Ichiro Iwasaki, eds., *Corporate Restructuring and Governance in Transition Economies*, Palgrave Macmillan: Basingstoke, pp. 40-62.
- World Bank (1996) *Statistical Handbook 1996: States of the Former USSR*, World Bank: Washington, D. C.
- 阿部望(2005)「セルビア・モンテネグロにおける EU 加盟プロセスおよび経済体制移行の現状と問題点」『比較経済体制学会年報』第 42 巻第 2 号, pp. 1-11.
- 池間誠(1992)「直接投資の理論」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』(第 3 版) 岩波書店, pp. 900-902.
- 岩崎一郎・佐藤嘉寿子(2004)「ハンガリーの EU 加盟と外国投資誘致政策」『スラブ研究』第 51 号, pp. 209-239.
- 菅沼桂子(2006)「移行諸国への外国直接投資: ロシアを中心に」『比較経済研究』第 43 巻第 2 号, pp. 15-30.
- 杉浦史和(2007)「ヨーロッパ資本の東方拡大: EU 新加盟国・加盟候補国の観点から」山内進・大芝亮編著『衝突と和解のヨーロッパ: ユーロ・グローバリズムの挑戦』ミネルヴァ書房(近刊).
- 鈴木拓・菅沼桂子(2007)「移行諸国への外国直接投資と国家の役割」池本修一・岩崎一郎・杉浦史和編著『グローバリゼーションと体制移行の経済学』文眞堂(近刊).
- 田中素香(1999)「EU の中東欧への拡大に関する覚書」『比較経済体制研究』第 6 号, pp. 4-21.
- 田中宏(2002)「EU 加盟交渉の最終局面: 何をめぐり東欧と EU は交渉しているのか」『関西大学商学論集』第 47 巻第 2・3 号, pp. 157-170.
- 駐日欧州委員会代表部(2006)『EU 拡大と日本への影響』.
- 西村可明(2000)「旧ソ連・東欧諸国をめぐる経済関係の動向」西村可明編著『旧ソ連・東欧における国際経済関係の新展開』日本評論社, pp. 1-34.
- 百済勇(2000)「21 世紀に向けての EU の拡大と深化: EU 加盟条件の整備及び「アジェンダ 2000」に見る EU 機構改革への試み」『駒沢大学外国語部研究紀要』第 29 号, pp. 519-562.
- 吉井昌彦(2005)「ルーマニアにおける経済政策と EU 加盟」『神戸大学経済学研究年報』第 52 号, pp. 1-16.
- 吉井昌彦(2006)「ブルガリアの EU 加盟交渉」『国民経済雑誌』第 193 巻第 6 号, pp. 59-71.

EUの東方拡大と直接投資(岩崎・菅沼)

表1 中東欧・旧ソ連21カ国への直接投資実績(1989～2005年)

国名(網掛けはEU新規加盟国)	直接投資累計額(百万ドル)	国民一人当たりの投資額(ドル)	(参考)総人口(百万人) ¹
ポーランド	75,733	1,985	38.16
ロシア連邦	65,567	459	142.80
チェコ	56,529	5,514	10.25
ハンガリー	56,294	5,587	10.08
ルーマニア	23,977	1,110	21.61
ウクライナ	16,236	348	46.70
スロバキア	14,248	2,644	5.39
ブルガリア	12,790	1,657	7.72
クロアチア	12,538	2,822	4.44
エストニア	7,998	5,948	1.34
リトアニア	5,581	1,640	3.40
セルビア・モンテネグロ	5,429	662	8.20
スロベニア	5,193	2,592	2.00
ラトビア	4,497	1,960	2.29
グルジア	2,383	530	4.50
ベラルーシ	2,258	230	9.80
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2,058	528	3.90
アルバニア	1,680	536	3.14
アルメニア	1,455	455	3.20
マケドニア旧ユーゴスラビア	1,282	629	2.04
モルドヴァ	1,145	318	3.60
中東欧・旧ソ連21カ国合計	374,871	1,120	334.57
EU新規加盟10カ国 ²	262,840	2,571	102.25
その他11カ国 ²	112,031	482	232.32

(注1)2005年末ないし2006年初頭。

(注2)国民一人当たりの投資額は、各国総人口の加重平均値。

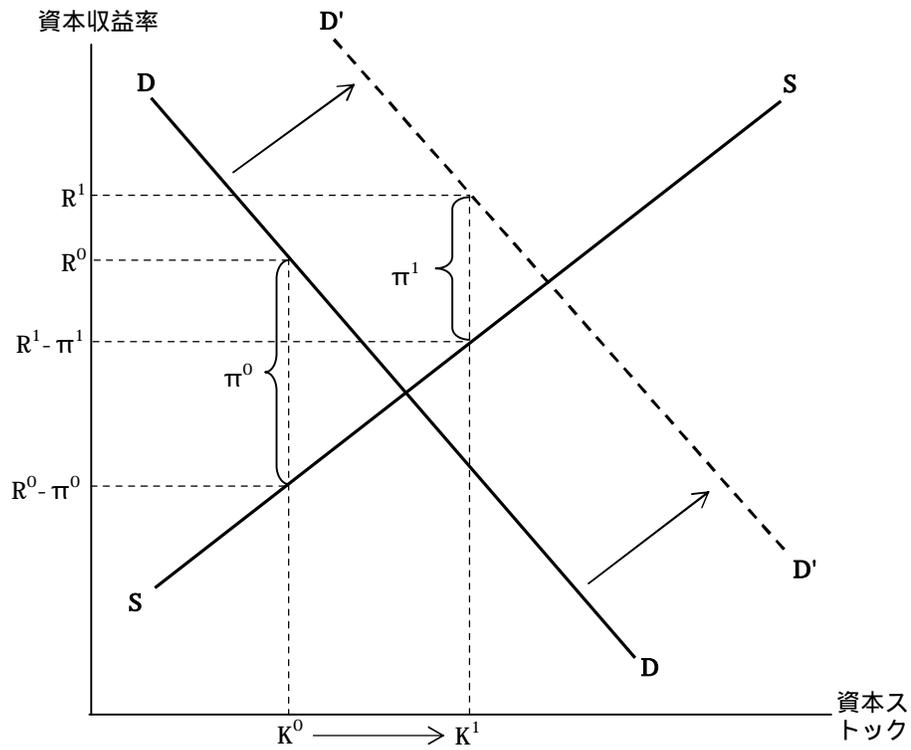
(出所)UNCTAD, 国連統計局, EUROSTAT及びCIS国家間統計委員会公表データに基づき筆者作成。

表2 EU東方拡大の政治行程：クロノロジー

年	月	主な出来事
1989	11	ベルリンの壁崩壊
	12	欧州委員会、中東欧諸国向け技術・金融支援を目的としたPHAREプログラムを導入
1990	5	欧州復興開発銀行設立
	11	旧東独領土、EUに編入
1991	12	ソ連消滅
		EC、ハンガリー他中東欧3カ国との間で欧州協定を初めて締結
1992	2	EU条約、マーストリヒトで調印
1993	6	コペンハーゲン欧州理事会、中東欧諸国のEU加盟を原則容認、その基本要件としてコペンハーゲン3基準を採択
	11	マーストリヒト条約発効
1994	12	エッセン欧州理事会、加盟前戦略を採択
1995	12	マドリッド欧州理事会、コペンハーゲン基準を正式承認
1996	3	トリノ欧州理事会を皮切りに政府間会合(IGC)開催
1997	7	欧州委員会、ストラズブル全体会で「アジェンダ2000」案を採択
	10	アムステルダム条約調印
	12	ルクセンブルグ欧州理事会、キプロス及びチェコ他中東欧5カ国との加盟交渉開始を承認
1998	3	チェコ以下中東欧5カ国の加盟交渉開始
	4	欧州委員会、加盟交渉問題タスクフォース発足
1999	3	ベルリン欧州理事会、「アジェンダ2000」及び東方拡大のための財政計画を採択
	5	アムステルダム条約発効
	9	加盟交渉問題タスクフォース、拡大問題理事会に改組
	12	ヘルシンキ欧州理事会、マルタ及びブルガリア他中東欧5カ国との加盟交渉開始を承認
2000	2	ブルガリア他中東欧5カ国の加盟交渉開始
		IGC、EU基本法改定問題を再討議
	11	ザグレブ首脳会議にて、EU加盟国及びアルバニア他西バルカン5カ国が「安定化・連合プロセス」を承認
	12	ニース欧州理事会、2002年からのEU拡大開始を表明した欧州委員会拡大戦略ペーパーを承認
2001	2	ニース条約調印
	4	EUとマケドニアとの間で安定化・連合協定を締結
	6	アイルランドの国民投票、ニース条約の批准を拒否
	10	EUとクロアチアとの間で安定化・連合協定を締結
	12	ラーケン欧州理事会、EU拡大のビッグバン方針を表明
2002	10	アイルランド、2度目の国民投票でニース条約を批准
	12	コペンハーゲン欧州理事会、チェコ他加盟申請10カ国との交渉終結を承認
2003	2	ニース条約発効
		クロアチアが加盟申請
	4	EUと加盟交渉完了10カ国がアテネで加盟条約を調印
	6	テサロニキ欧州理事会、「安定化・連合プロセス」強化策を採択
2004	3	マケドニアが加盟申請
	5	EU25カ国体制発足
	6	ブリュッセル欧州理事会、クロアチアを加盟候補国に承認
	12	ブリュッセル欧州理事会、ブルガリアとルーマニアとの交渉終結を承認
2005	10	クロアチア、トルコと共に加盟交渉開始
	12	ブリュッセル欧州理事会、マケドニアを加盟候補国に承認
2006	5	欧州委員会、ブルガリアとルーマニアの2007年加盟の可能性を表明
	6	EUとアルバニアとの間で安定化・連合協定を締結
2007	1	ブルガリアとルーマニアがEU加盟、第5次拡大完了

(出所)筆者作成。

図1 EU加盟交渉プロセスの直接投資誘因効果



(出所) Baldwin et al. (1997, p.142)を一部修正。

表3 EU東方拡大の直接投資促進効果を検証した先行研究一覧

文献名	分析対象期間	分析対象国		データ形式 (推計方法)	EU東方拡大効果の検証方法と推計結果		有意な効果が確認された その他直接投資促進要因
		投資本国	投資享受国		検証方法	推計結果	
Brenton et al. (1999)	1990年代半ば	先進11カ国 (欧州9カ国, 米国, 日本, 韓国)	世界50カ国 (中東欧・旧ソ連8カ国を含む)	クロスセクション (OLS)	EU第1加盟候補国ダミー (CEE1st)(1:チェコ, ハンガリー, ポーランド, スロベニア, バルト諸国); EU第2加盟候補国ダミー (CEE2nd)(1:ブルガリア, ルーマニア, スロバキア)	投資本国によって符号関係も統計的有意性もまちまちであるが, 正ならば CEE1st>CEE2nd, 負ならば CEE1st<CEE2ndが概して成り立つ	GNP(+); 総人口(+); 2国間距離(-); 経済自由化度(-); CIS諸国ダミー(-)
Bevan and Estrin (2000)	1994-1998	先進18カ国 (欧州15カ国, 米国, 日本, 韓国)	中東欧・旧ソ連11カ国	パネル(変量効果モデル)	エッセン欧州理事会アナウンスメント効果ダミー(ESSEN)(1:1995年以降); 「アジェンダ2000」第1加盟候補国ダミー(AGEND1)(1997年以降, 1:該当国); 第2加盟候補国ダミー(AGEND2)(1997年以降, 1:該当国)	AGEND1が1%水準で正に有意, 他の変数は非有意	国民1人当たりGDP(+); 労働コスト(-); 二国間距離(-); 事業環境の良好性(+); 近接性(ドイツとの距離)(+); 信用ランキング(+)
Assenov (2003)	1991-2001	-	中東欧・旧ソ連22カ国	パネル(固定効果モデル, 変量効果モデル, ダイナミック・パネルモデル)	EU加盟序数ダミー(EU dummy)(2:2004年加盟決定10カ国, 1:ブルガリア及びルーマニア, 0:それ以外)	正に有意. 有意水準は1~10%水準の範囲内でまちまち	先進国のGDP成長率(+); 新興市場向けFDI総額の変化率(+); 国民1人当たりGDP(+); 財政収支(+); 外貨準備高の対GDP比率(+); 貯蓄/投資比率(-); 金融分野の体制転換度(+); 構造改革(+); 石油賦存性(+); 為替システム(+); 1998年金融危機(-)
Bevan and Estrin (2004)	1994-2000	先進18カ国 (欧州15カ国, 米国, 日本, 韓国)	中東欧・旧ソ連11カ国	パネル(変量効果モデル)	ケルン欧州理事会アナウンスメント効果ダミー(Cologne)(1998年以降, 3:チェコ, ポーランド, ハンガリー, エストニア, 2:ラトビア, リトアニア, スロバキア, 1:ブルガリア及びルーマニア, 0:それ以外)	1~5%水準で正に有意	投資本国GDP(+); ホスト国GDP(+); 二国間距離(-); 単位労働コスト(-)

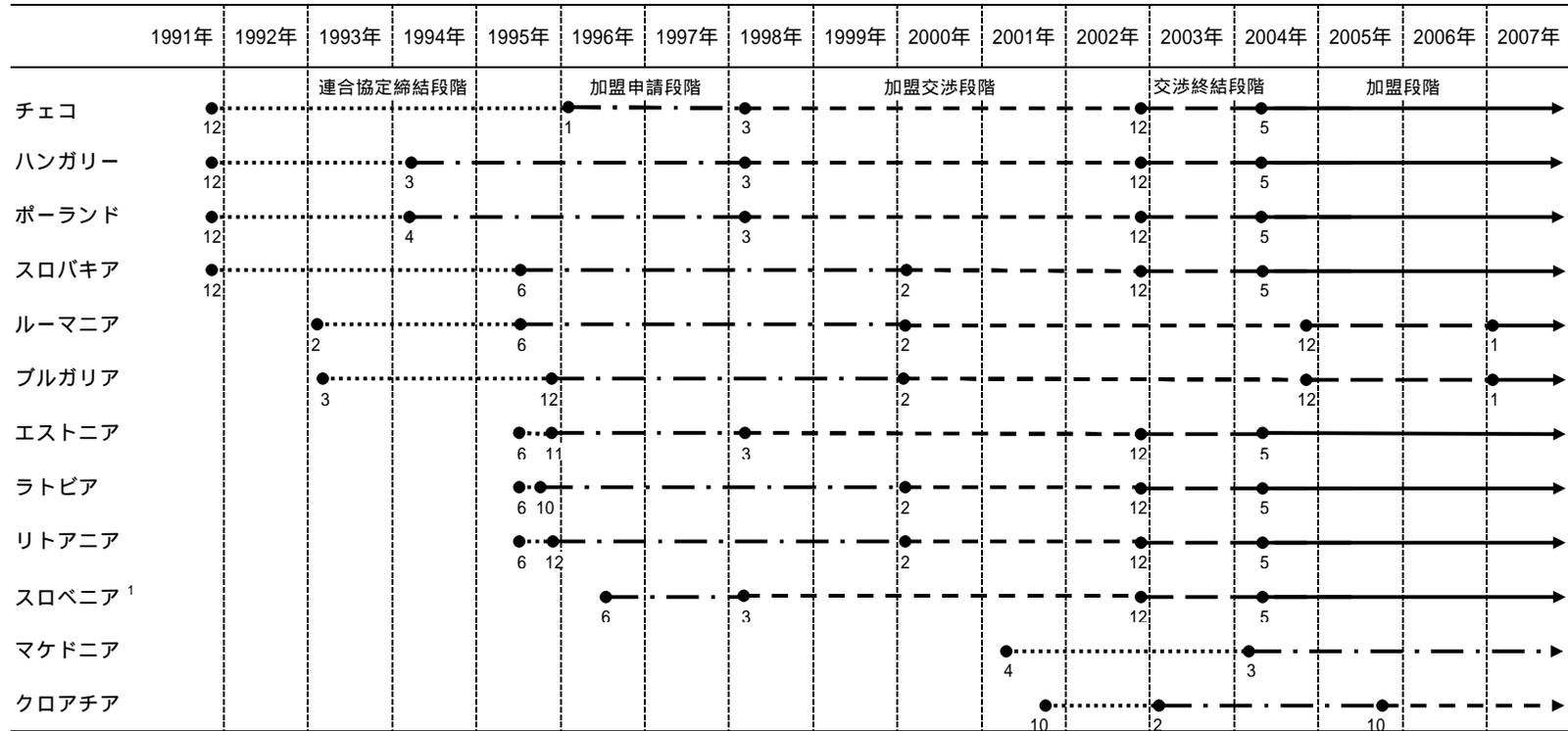
(続く)

(表3 続き)

文献名	分析対象期間	分析対象国		データ形式 (推計方法)	EU東方拡大効果の検証方法と推計結果		有意な効果が確認された その他直接投資促進要因
		投資本国	投資享受国		検証方法	推計結果	
Egger and Pfaffermayr (2004b)	1986-1998	先進13カ国 (欧州7カ 国, 米国, カナダ, 日 本, 韓国, 豪州, ニュージー ランド)	世界55カ国 (中東欧10 カ国及びロ シアを含 む)	パネル分析 (固定効果 モデル)	重力モデルの推計から得られた EU15加盟国と中東欧欧州協定締結 国の二国間効果(bilateral effects)と他 の二国間効果の相互比較	EUの東方拡大に対 する即座の正のイ ンパクトは確認で きないが, 1995- 1998年段階では, バルト諸国を除く 中東欧7カ国への EU15カ国からの FDI増大が確認さ れた	ホスト国総人口(-); 投資本国の国 民1人当たりGDP(+); ホスト国の 国民1人当たりGDP(+)
Clausing and Dorobantu (2005)	1992-2001	-	欧州28カ国	パネル (Pooled OLS, 変量 効果モデ ル)	コペンハーゲン欧州理事会アナウ ンスメント効果ダミー(copen)(1994 年以降, 1:加盟候補国); 「アジェ ンダ2000」第1加盟候補国グルー プダミー(firstw)(1998年以降, 1:該当 国), 「アジェンダ2000」第2加盟候 補国グループダミー(secw)(1998年 以降, 1:該当国)	copenが5%水準, secwが5~10%水準 で正に有意	ホスト国GDP(+); ホスト国1人当 たりGDP(+); 労働コスト(-); 経 済開放度(+); 法人税率(-); 経済 困窮度(-)
菅沼(2006)	1993-2003	-	中東欧・旧 ソ連18カ国	パネル(変 量効果モデ ル)	2004年EU新規加盟国ダミー(1:新規 加盟10カ国)	1%水準で正に有 意。	総人口(+); GDP成長率(+); 物価 上昇率(-); 貸出金利(-); カント リー・リスク(-); 経済自由化度 (+); 企業私有化進展度(+); 私有 化形態の開放性(+); 欧州市場への 近接性(ドイツとの直線距離)(-); 天然資源賦存性(+); 社会主義の年 数(-); ロシア・ダミー(-)
鈴木・菅沼(2007)	1993-2004	-	移行経済32 カ国	パネル(固 定効果モデ ル, 変量効 果モデル)	EU加盟交渉ダミー(1:加盟交渉開始 年以降)	1%水準で正に有 意。	体制移行政策進展度(+); 国民1人 当たりGDP(+); 天然資源の輸出可 能性(+); 社会主義の完成度(-)

(出所)筆者作成。

図2 中東欧12カ国のEU加盟交渉経緯



(注1)連合協定締結と加盟申請は同時に行われた。
 (出所)筆者作成。

EUの東方拡大と直接投資(岩崎・菅沼)

表4 中東欧・旧ソ連21カ国向け直接投資総額に関するパネルデータ分析

従属変数	$\ln FDI_{j,t}$			$\ln FDIp_{j,t}$		
	(A)	(B)	(C) ⁵	(D)	(E)	(F) ⁶
モデル ¹						
Const.	-4.5161 [*] (-1.81)	-3.6363 (-1.57)	-4.3040 [*] (-1.66)	-1.8979 (-0.68)	0.3796 (0.14)	-0.4574 (-0.16)
$ACCCAN_{j,t}$	0.4522 ^{**} (2.26)			0.5106 ^{***} (2.62)		
$ACCSTE_{j,t}$		0.1549 ^{***} (2.60)			0.2210 ^{***} (3.81)	
$EUASTA_{j,t}$			0.3331 (1.43)			0.3189 (1.40)
$APPSTA_{j,t}$			0.4206 ^{**} (1.99)			0.4915 ^{**} (2.43)
$NEGSTA_{j,t}$			0.7020 ^{***} (2.86)			0.8242 ^{***} (3.59)
$FINSTA_{j,t}$			0.5587 ^{**} (2.19)			0.8083 ^{***} (3.23)
$\ln GDPSIZ_{j,t-1}$	0.7614 ^{***} (10.30)	0.7298 ^{***} (9.45)	0.7423 ^{***} (8.97)			
$\ln GDPSIZp_{j,t-1}$				0.5910 ^{***} (5.69)	0.4692 ^{***} (4.27)	0.5020 ^{***} (4.44)
$\ln PRISEC_{j,t-1}$	0.7584 ^{***} (4.59)	0.7678 ^{***} (4.76)	0.7135 ^{***} (4.21)	0.7352 ^{***} (5.04)	0.7331 ^{***} (5.48)	0.6909 ^{***} (4.77)
$GDPGRO_{j,t-1}$	0.0236 ^{***} (3.09)	0.0230 ^{***} (2.99)	0.0238 ^{***} (3.03)	0.0238 ^{***} (3.38)	0.0251 ^{***} (3.59)	0.0251 ^{***} (3.53)
$INFRAT_{j,t-1}$	-0.0001 ^{***} (-3.67)	-0.0001 ^{***} (-3.58)	-0.0001 ^{***} (-3.62)	-0.0001 ^{***} (-3.18)	-0.0001 ^{***} (-3.12)	-0.0001 ^{***} (-3.19)
$\ln DISBRA_j$	-0.0040 (-0.01)	-0.0768 (-0.25)	-0.0190 (-0.06)	-0.2248 (-0.65)	-0.4139 (-1.32)	-0.3147 (-0.89)
N	283	283	283	283	283	283
Adjusted R ²	0.65	0.65	0.66	0.65	0.66	0.66
Wald test (χ^2) / F test ²	460.35 ^{***}	504.98 ^{***}	497.45 ^{***}	438.69 ^{***}	476.18 ^{***}	467.55 ^{***}
Hausman test (χ^2) ³	0.22	0.00	0.46	0.35	0.01	0.33
Breusch-Pagan test (χ^2) ⁴	68.17 ^{***}	64.84 ^{***}	67.84 ^{***}	117.29 ^{***}	109.41 ^{***}	115.36 ^{***}

(注1)推計方法は全て変量効果モデル。

(注2)係数値が全て0という帰無仮説の検定。

(注3)固定効果モデルとの選択に関する検定。

(注4)Pooled OLSモデルとの選択に関する検定。

(注5)加盟交渉段階ダミーの係数値が全て等しいという帰無仮説のF検定: $F=4.39, p=0.222$ (注6)加盟交渉段階ダミーの係数値が全て等しいという帰無仮説のF検定: $F=9.85, p=0.019$

(注7)括弧内はt値。***:1%水準で有意, **:5%水準で有意, *:10%水準で有意。

(出所)筆者推計。各変数の定義, 記述統計量及び出典はAppendixを参照。

表5 中東欧9カ国向け二国間直接投資に関するパネルデータ分析

従属変数	$\ln FDI_{i,j,t}$			$\ln FDIp_{i,j,t}$		
	RE	RE	FE	RE	RE	FE
推計方法 ¹						
モデル	(G)	(H)	(I) ⁵	(J)	(K)	(L) ⁶
Const.	-4.6273 *** (-3.05)	-1.8117 (-1.05)	-34.4134 *** (-2.83)	-2.2820 ** (-2.20)	0.7422 (0.64)	-23.6619 ** (-2.54)
$ACCCAN_{j,t}$	0.5458 (1.60)			0.0716 (0.33)		
$ACCSTE_{j,t}$		0.2881 *** (3.22)			0.3006 *** (4.60)	
$EUASTA_{j,t}$			1.0721 *** (3.02)			0.5873 *** (2.72)
$APPSTA_{j,t}$			1.3761 *** (3.07)			0.8260 *** (2.90)
$NEGSTA_{j,t}$			1.7456 *** (3.46)			1.1237 *** (3.30)
$FINSTA_{j,t}$			1.3675 ** (2.33)			0.9087 ** (2.16)
$\ln MARSIG_{i,j,t-1}$	0.8933 *** (5.08)	0.6675 *** (3.92)	2.7447 *** (2.95)	0.4939 *** (4.24)	0.3339 *** (2.95)	1.8675 *** (2.61)
$\ln MARSIM_{i,j,t-1}$	0.4465 *** (3.70)	0.3685 *** (3.20)	0.0550 (0.15)	0.0105 (0.14)	-0.0610 (-0.84)	0.1114 (0.40)
$\ln PRISEC_{j,t-1}$	1.2747 *** (4.75)	0.9707 *** (3.28)	-0.0321 (-0.09)	1.1064 *** (6.02)	0.5375 *** (2.83)	-0.0653 (-0.27)
$GDPGRO_{j,t-1}$	0.0335 ** (2.30)	0.0417 *** (2.89)	0.0200 (1.52)	0.0138 (1.35)	0.0214 ** (2.18)	0.0096 (1.05)
$INFRAT_{j,t-1}$	-0.0019 *** (-3.00)	-0.0018 *** (-2.92)	-0.0012 ** (-2.29)	-0.0012 *** (-3.59)	-0.0009 *** (-3.21)	-0.0004 * (-1.67)
$\ln DISCAP_{ij}$	-1.1278 *** (-4.49)	-0.9774 *** (-4.14)	(dropped)	-0.9839 *** (-5.90)	-0.9006 *** (-5.59)	(dropped)
N	520	520	520	520	520	520
Adjusted R ²	0.33	0.34	0.38	0.27	0.30	0.33
Wald test (χ^2) / F test ²	149.60 ***	174.87 ***	25.69 ***	164.14 ***	204.41 ***	25.15 ***
Hausman test (χ^2) ³	8.28	0.18	55.55 ***	2.36	7.50	33.18 ***
Breusch-Pagan test (χ^2) ⁴	420.19 ***	431.15 ***	444.64 ***	368.62 ***	416.57 ***	384.72 ***

(注1)RE: 変量効果モデル, FE: 固定効果モデル

(注2)係数値が全て0という帰無仮説の検定。

(注3)固定効果モデルとの選択に関する検定。

(注4)Pooled OLSモデルとの選択に関する検定。

(注5)加盟交渉段階ダミーの係数値が全て等しいという帰無仮説のF検定: $F=4.10, p=0.007$ (注6)加盟交渉段階ダミーの係数値が全て等しいという帰無仮説のF検定: $F=3.61, p=0.013$

(注5)括弧内はt値。***:1%水準で有意, **:5%水準で有意, *:10%水準で有意。

(出所)筆者推計。各変数の定義, 記述統計量及び出典はAppendixを参照。

表6 EU東方拡大の直接投資促進効果(シミュレーション)

	直接投資総額への期間累積インパクト	国民一人当たりの投資額への期間累積インパ
一定効果仮説 $\sum_{j=1}^{21} \sum_{t=1990}^{2005} \gamma_1 ACCCAN_{j,t}$	60.593	68.419
遞増効果仮説 $\sum_{j=1}^{21} \sum_{t=1990}^{2005} \gamma_1 ACCSTE_{j,t}$	52.960	75.585
非線形効果仮説 $\sum_{j=1}^{21} \sum_{t=1990}^{2005} (\gamma_1 EUASTA_{j,t} + \gamma_2 APPSTA_{j,t} + \gamma_3 NEGSTA_{j,t} + \gamma_4 FINSTA_{j,t})$	69.861	84.087

(出所)筆者推計。

Appendix. 実証分析に用いた変数の記述統計量，定義及び出典

変数名	記述統計量					定義	出典
	平均	S.D.	中位数	Max.	Min.		
FDI_j	1248.89	2257.93	301.5	15444	1	直接投資総額(百万ドル)	UNCTAD公開データ
FDI_{ij}	236.76	504.80	57.92	4263.28	1.17	二国間直接投資総額(百万ドル)	OECD有償公開データ(Source OECD)
ACCCAN	0.39	0.49	0	1	0	加盟候補国ダミー	筆者設定
ACCSTA	0.99	1.40	0	4	0	加盟交渉進捗ダミー	筆者設定
EUASTA	0.06	0.24	0	1	0	連合協定締結段階ダミー	筆者設定
APPSTA	0.12	0.32	0	1	0	加盟申請段階ダミー	筆者設定
NEGSTA	0.13	0.33	0	1	0	加盟交渉段階ダミー	筆者設定
FINSTA	0.08	0.27	0	1	0	交渉終結・加盟段階ダミー	筆者設定
GDPSIZ	34408.12	69698.55	12583	578017	168	直接投資享受国のドル建て国内総生産(GDP)規模(百万ドル)	World Bank (1996), EBRD, <i>Transition Report</i>
PRISEC	49.62	23.40	55	80	5	直接投資享受国の対GDP民間セクター比率	EBRD, <i>Transition Report</i> 及び各種資料・先行業績に基づき筆者推計
GDPGRO	0.69	10.50	3.3	86.0	-52.6	直接投資享受国の対前年度実質経済成長率(%)	World Bank (1996), EBRD, <i>Transition Report</i>
INFRAT	214.60	1044.98	11.9	15606.5	-1.2	直接投資享受国の対前年度物価上昇率(%)	World Bank (1996), EBRD, <i>Transition Report</i>
MARSIG	2185976.93	2754260.58	1305877	11928389	136447	直接投資享受国と投資本国の総合経済規模(百万ドル)	EBRD, <i>Transition Report</i> 及びOECD公開データに基づき筆者算定
MARSIM	0.07	0.10	0.03	0.50	0.00	直接投資享受国と投資本国の経済規模近似性(百万ドル)	EBRD, <i>Transition Report</i> 及びOECD公開データに基づき筆者算定
DISBRA	1615.56	656.79	1582.67	3295.44	704.33	直接投資享受国首都とブリュッセル市との直線距離(km)	筆者算定
DISCAP	2723.92	2739.70	1431.69	9173.63	142.68	直接投資享受国と投資本国の首都間直線距離(km)	筆者算定